

# 令和5年度 いじめ防止基本方針

浜田養護学校  
校長 佐々木 千尋

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものである。そして、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得る」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」ということも忘れてはならない。

そのような認識を踏まえて、いじめ防止等の取り組みに当たっては、学校、保護者、地域が互いに手を結びながら、児童生徒一人一人の自尊感情や人権意識を培い、いじめをしない、いじめをさせない、いじめを許さない気持ちを育てていくことが大切である。

いじめの定義
<p>【 いじめ防止対策推進法の定義より 】</p> <p>児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの</p>
基準
<p>当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの。（いじめの認知は、いじめられている側がどう思うかということ）</p>

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめは、冷やかしやからかい等のほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめ等、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、もはや学校だけの対応では困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる児童生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童生徒たちが意欲をもって充実した生活を送れるよういじめの防止に向け、日常の指導体制や緊急時の組織的対応を定め、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 3 いじめ防止等の対策のための組織の設置

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員で構成されるいじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止委員会」を設置する。また、当該組織は、必要に応じて心理や福祉の専門家等の外部専門家を加えて構成される組織とし、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、組織的に対応できる体制とすることが必要である。

いじめ防止委員会の構成員			
校長	教頭	教頭	生徒指導主事
小学部主事	中学部主事	高等部主事	教育相談CO
高等部1年主任	高等部2年主任	高等部3年主任	人権教育主任
養護教諭	寄宿舎指導員長	PTA会長	スクールカウンセラー
学級担任			

#### 4 いじめ防止等に関する措置

##### (1) いじめの防止

浜田養護学校 具体的な「いじめ防止」の取組
・人とのかかわりアンケート（9月、1月）
・学部集会で定期的に「いじめ」の定義について確認
・昇降口や教室での掲示物による啓発活動
・年間を通して、教職員が迅速に組織的対応をしている姿を示し続ける (「誰にも伝えることができない、まともに取り合ってもらえない」という状況を作らない)

##### ① いじめの防止に対する環境づくりや継続的な取組

児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒にいじめを行わせないためには、未然防止にすべての教職員が取り組んでいくことが必要である。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

また、こうした未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、体系的計画的にP D C Aサイクルに基づく取り組みを継続することが大切である。

##### ② いじめの防止のための取組

- 小中高の連携を密にし、就学前の段階を含めて、子ども同士の人間関係に関わる情報の共有を図り、環境づくりに生かす。
- いじめの態様や特質、原因背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、児童生徒にも、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
- 学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実、読書活動、体験活動等の推進により、他人の気持ちを共感的に受けとめ、立場の違いを理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、いじめを行わない態度や能力の育成を図る。
- いじめが行われる要因には、勉強や人間関係のストレス等が関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりや一人一人が活躍できる集団づくりを進めるとともに、ストレス等に適切に対処できる力を育む。

- 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての児童生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努める。また、児童生徒の自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような機会を積極的に設けていく。
- 人権集会を開催するなどして、児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。
- 所轄警察署と連携し、少年補導職員や少年警察ボランティア等によるいじめ防止を主眼とした非行防止に向けた取り組みを推進する。

## (2) 早期発見

### ① いじめの積極的な認知と情報の共有

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。そのために、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

### ② いじめの早期発見のための措置

定期的なアンケート調査や教育相談等の実施により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることのできる相談窓口を整備したり、休み時間や放課後の子どもの様子に目を配ったりするなどして早期発見に努める。

## (3) いじめに対する措置

### ① いじめに対する組織的な対応及び指導

発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、組織的に対応する。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切であり、いじめを行った児童生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

### ② いじめの発見、通報を受けたときの対応

発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、「いじめ対策委員会」に報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって県教育委員会に報告するとともに、いじめを行った児童生徒、いじめを受けた児童生徒の保護者に連絡する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### ③ いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、家庭訪問等により、できるだけ速やかに保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の対応等について情報共有を行う。その際、不安を取り除くなど心のケア等の対応も行う。あわせて、いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、当該児童生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。また、状況に応じて、外部専門家の協力も得ながら継続的な支援を行う。

#### ④ いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教員が連携して組織的にいじめがなくなるようにし、その再発を防止する措置をとる。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った児童生徒への指導に当たってはその背景にも着目し適切な教育的配慮を行う。また、心理的な孤立感や疎外感を与えることがないよう配慮する。場合によっては、出席停止や懲戒、警察や児童相談所等の関係機関との連携による措置も含めた対応を行う。

#### ⑤ 集団への働きかけ

いじめの未然防止のためにも、すべての児童生徒が、集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築できる、安全安心が確保されている集団づくりを進めていくことが大切である。

その上で、いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えることができるようになり、たとえ、いじめをその場で止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを指導する。

#### ⑥ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、本人や関係者の訴えから早期発見に努めるとともに、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するなどの措置をとる。その際、必要に応じて、法務局や警察等と適切な連携を図る。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話のメールを利用したいじめ等への対応については、インターネット、携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラル教育の推進とともに保護者への啓発を行う。

### （4）その他の留意事項

#### ① 組織的な体制整備

いじめへの対応は、特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ対策委員会」を中心として、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら学校全体の問題として取り組む。

#### ② 学校相互間の連携体制の整備

いじめを行った児童生徒が他校に在籍している場合、学校同士が情報共有を図り、いじめを受けた児童生徒とその保護者、いじめを行った児童生徒とその保護者に適切に支援、指導や助言できるよう、学校相互間の連携協力をとる。

#### ③ 地域や家庭との連携及び保護者への支援

いじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得るよう努める。

## 5 重大事態への対応

重大事態の調査を行う場合は、県、市町村、県教育委員会と連携を図り、以下のような対応に当たる。

### (1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、その旨を速やかに県教育委員会に報告する。

いじめの重大事態の定義
【 いじめ防止対策推進法の定義より 】
1 いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事態
例 いじめを苦にした自死、金銭恐喝
2 いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態
例 いじめが原因となった不登校

### (2) 重大事態の調査組織の設置

いじめ対策委員会を中心に、また必要に応じて専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、いじめの調査、事実関係の公平性や中立性を確保するように努める。

### (3) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態が発生した場合は、重大事態に至る要因となつたいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような様子であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にするために調査を行う。なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、児童生徒等から聴き取りを行うに当たっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

#### ① いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

調査において、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができる場合は、その児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先に考えて行い、質問紙や聴き取り調査による事実関係の確認を行うとともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめをやめさせる。いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

#### ② いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができない場合は、その児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聞き、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

＜いじめを受けた児童生徒が自死した場合の対応の留意点＞

児童生徒の自死という事態が起こった場合の調査のあり方については、当該事案の事実究明及びその後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざして行う。

- 遺族の要望や意見を十分聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的や目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針についてできる限り遺族と合意しておく。
- できる限り、偏りのない資料や情報をより多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自死は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言を参考にする。

#### (4) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、経過報告も含めて、適時適切な方法で説明を行う。

情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

質問紙等の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明するなどの措置をする。

#### (5) 調査結果の報告

調査の結果については、公立学校では、教育委員会を通じてそれが所管する地方公共団体の長に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

### 6 いじめが解消している状態（認知と解消はセットで考える）

#### 【 いじめの防止等のための基本的な方針より 】

- ・いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続。
- ・被害者が心身の苦痛を受けていない。
- ・認知後、いじめ防止委員会で検討した結果、明らかに解消している場合には、解消と判断する場合もある。